

## 別紙

### 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱

#### 1. 事業の目的

本事業は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域自殺対策推進センター（以下「センター」という。）を設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的とする。

#### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とし、知事又は市長が指定した機関（本庁、精神保健福祉センター、保健所等）で事業を行うものとする。

#### 3. 事業の内容等

センターにおいては、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、その支援に必要な体制の整備を推進し、市町村等への適切な助言や情報提供等を行うため、次に定める事業を実施する。

##### （1）体制の整備

各地方公共団体において、地域自殺対策を推進するためには、都道府県知事又は市町村長といった行政トップが地域自殺対策の総括責任者として関わる「いのち支える自殺対策推進本部」などといった、自殺対策に関する意思決定を行う体制を整えることが望まれる。

また、都道府県のセンターにおいては、上記の体制における意思決定に従い、関係機関が緊密に連携して管内市町村を支援するため、自殺対策主管課（知事部局）と精神保健福祉センター、保健所等で構成される地域自殺対策プラットフォームの事務局を担うことが望まれる。

## （２）職員の配置

センターは、「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制における意思決定に従い、次の（３）から（８）の事業を実施するため、専門的知識を有する職員を配置すること。

また、地域自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることが望まれる。センター長については、その職種、常勤・非常勤の別、専任・併任の別については問わず、地域の実情に応じた配置を可能とするものである。

## （３）情報の収集等

地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。

また、指定調査研究等法人が年度ごとに実施する「自殺対策推進状況調査」を通じて、地域における自殺対策の進捗状況等に係る報告を行うとともに、地域における取組の推進に向けた情報の共有や活用等を行う。

## （４）自殺対策計画支援

都道府県等の自殺対策計画の策定及び見直しに必要な支援及び情報提供を行うとともに、管内市町村の市町村自殺対策計画の策定及び見直しに必要な支援及び情報提供を行う。

## （５）管内の連絡調整

自殺に関する管内の連絡調整に携わる自殺対策連携推進員を設置し、現在設置されている地域における関係機関により構成される連絡調整会議等を定期的  
に開催するほか、管内関係機関・自殺防止や自死遺族等支援に積極的な地域ボランティア等と緊密な連携を図り、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

## （６）市町村及び民間団体への支援

市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援、技術的助言を行う。

#### (7) 人材育成研修

関係機関において、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、それらの者の心情に配慮した適切な支援手法等に関する研修を実施する。

なお、実施に当たっては、指定調査研究等法人の研修や資料等を参考とされたい。

#### (8) 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等

自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等に指導するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら当該市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援を行う。

### 4. 指定調査研究等法人との連携

指定調査研究等法人において、地域自殺対策推進センター等連絡会議を開催し、自殺対策に関する意見交換・指導助言等を行うこととしており、また全国の地域自殺対策センター長による会議の開催を支援することとしていることから、3の(3)から(8)に記載のセンターの事業の実施に当たっては、日頃より指定調査研究等法人を連絡調整先に加えるなど、より一層緊密な連携を図るとともに、情報の共有を図ること。そのために、指定調査研究等法人が行う会議、研修等への参加や、都道府県等が開催する会議、研修に指定調査研究等法人を参画させることなどが望まれる。

### 5. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「自殺対策費補助金交付要綱（地域自殺対策推進センター運営事業）」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとしていることから、自殺に関する管内の連絡調整に携わる自殺対策連携推進員に係る人件費の計上等、本補助金を積極的に活用すること。

### 6. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない。